

彦根映画祭実行委員会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、彦根映画祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、「映画のまち 彦根」として映画を通じた特色あるまちづくりを推進し、市民の映像文化への親しみを深めながら、地域の新たな魅力を創出し、市内外に広く発信するため、多様な主体との連携のもと彦根映画祭を開催することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 彦根映画祭の事業計画の策定に関すること。
- (2) 上記の計画に基づく事業の実施に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第4条 実行委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 彦根市長
- (2) 彦根商工会議所、稲枝商工会、公益社団法人彦根観光協会の各代表
- (3) 彦根市ロケーション誘致アンバサダー
- (4) その他会長が必要と認める者

第2章 役員等

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、委員の中から互選する。

3 副会長および監事は、会長が委員の中から指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、その会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、会計その他の事務を監査する。

(任期)

第7条 役員および委員の任期は、第2条に掲げる目的が達成されるまでとする。ただし、特別な理由があるときはこの限りでない。

(報酬等)

第8条 役員および委員の報酬は、無給とする。ただし、旅費等を支払うことができる。

第3章 会議

(招集および議決)

第9条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議に出席できない委員は、当該委員が所属する団体の職員等を当該委員の代理として表決に加わることができる。この場合においては、会長宛てに代理人届（別記様式）を提出しなければならない。

5 前項の場合においては、第2項および第3項の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(権能)

第10条 会議は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画、予算および決算に関すること。
- (2) 規約の制定および改廃に関すること。
- (3) その他会長が必要と認めた事項に関すること。

(専決処分)

第11条 会長は、実行委員会を招集する時間的余裕がないときは、実行委員会で議決すべき事項について専決処分をすることができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを実行委員会に報告し、承認を求めなければならない。

第4章 実施本部会議

(実施本部会議の構成等)

第12条 第3条に定める事業を円滑に推進するため、実行委員会に実施本部会議を置く。

2 実施本部会議について、必要な事項は会長が別に定める。

第5章 事務局

(事務局)

第13条 実行委員会の事務局は、彦根市観光文化戦略部エンタテインメント課内に置く。

- 2 実行委員会の業務の適正な執行のため事務局長を置く。
- 3 事務局長および事務局の職員は、会長が任命する。
- 4 事務局長は、業務を総括し、会務を処理する。

第6章 会計

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 協賛金
- (2) 補助金および負担金
- (3) 寄附金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(決算)

第16条 実行委員会の決算は、会計年度終了または事業完了のいずれか早い日の後、速やかに監事の監査を経て、実行委員会の承認を得なければならない。

第7章 解散

(解散)

第17条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

- 2 実行委員会が解散する際に剰余金または欠損金が生じたときは、会議で協議の上処理する。

第8章 補則

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

付 則

- 1 この規約は、令和7年1月30日から施行する。
- 2 第15条の規定にかかわらず、実行委員会の設立の年度に係る会計年度については、実行委員会の設立の日から令和7年3月31日までとする。

別記様式（第9条関係）

令和 年 月 日

代 理 人 届

彦根映画祭実行委員会会長 様

(実行委員) 所 属

役職名

氏 名

私は、都合により、 月 日開催の実行委員会会議に出席できませんので、下記の者を私の代理人とします。

記

(代理人) 所 属

役職名

氏 名

彦根映画祭実行委員会名簿

各号委員	所 属	氏 名
1号委員	彦根市長	和田 裕行
2号委員	彦根商工会議所会頭	沼尾 護
〃	稲枝商工会会長	久保田 郁夫
〃	公益社団法人 彦根観光協会会長	木村 昌弘
3号委員	彦根市ロケーション誘致アンバサダー	鍋島 壽夫